



菜の花

# FP NEWS

TAX & ASSET  
MANAGEMENT



(編集発行人)

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 **吉田 聡**

〒102-0093  
東京都千代田区平河町1-7-22  
万代半蔵門ビル2F

info@zaicom.jp

3月

(弥生) MARCH

20日・春分の日

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	31
水	4	18	・
木	5	19	・
金	6	20	・
土	7	21	・
日	8	22	・
月	9	23	・
火	10	24	・
水	11	25	・
木	12	26	・
金	13	27	・
土	14	28	・

## 3月の税務と労務

- |   |  |
|---|--|
| <b>国 税</b> / 令和元年分所得税の確定申告<br>2月16日~3月16日 | <b>国 税</b> / 1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)<br>3月31日          |
| <b>国 税</b> / 個人の青色申告の承認申請<br>3月16日        | <b>国 税</b> / 7月決算法人の中間申告<br>3月31日                    |
| <b>国 税</b> / 贈与税の申告<br>2月1日~3月16日         | <b>国 税</b> / 4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)<br>3月31日 |
| <b>国 税</b> / 2月分源泉所得税の納付<br>3月10日         | <b>地方税</b> / 個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告<br>3月16日   |
| <b>国 税</b> / 個人事業者の令和元年分消費税の確定申告<br>3月31日 |  |

### ワンポイント 配偶者居住権

配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合、終身又は一定期間、その建物に無償で居住することができる権利。配偶者の安定した生活の保護などを目的に4月1日以後の相続からスタートする制度で、遺産分割や被相続人からの遺贈等によって配偶者が取得します。

# 令和2年度 税制改正 のポイント

令和2年度税制改正では、持続的な経済成長の実現に向け、企業の内部留保を投資につなげる措置や経済のグローバル化・デジタル化への対応、中小企業への支援、地方創生、個人の安定的な資産形成支援などの税制措置が盛り込まれています。

以下、主な改正項目のポイントを整理してみます。

【改正項目タイムスケジュール】  
主な改正項目の適用時期は、下表のとおりです。

なお、前年以前の改正で適用時期が今年以降となる項目も記載しています。

## I 個人課税関係

### 1 NISAの見直し

個人の資産形成を後押しする少額投資非課税制度(NISA)を見直し、令和六年に投資信託など低リスク商品に特化した「積立枠」を新設します。そし

て、積立枠への投資を前提として上場株式等への投資ができる仕組みとなります。

2 未婚のひとり親への税制措置と寡婦(夫)控除の見直し  
未婚のひとり親世帯(事実婚を除く)の「子どもの貧困対策」

の観点から税負担の軽減を図るため、結婚・入籍が前提だった寡婦(夫)控除について、未婚のひとり親も適用できることとなります。また、寡婦に寡夫同様の所得制限(合計所得金額五〇〇万円以下)を設け統一します。

3 低未利用土地等を譲渡した

場合の特別控除制度の創設  
個人が都市計画区域内にある空地等を譲渡した場合に、譲渡



## 改正項目タイムスケジュール (○減税、●増税、△どちらともいえない)

年	月	項目
2020年	1月	● 所得税改革、年収850万円超の社員は増税
		○ 多様な働き方に対応、基礎控除10万円引上げ
		● 給与所得控除及び公的年金等控除10万円引下げ
		○ 寡婦(夫)控除の適用範囲拡大
	4月	△ 準確定申告の電子的手続の簡素化
		△ 大企業は法人税・消費税等の電子申告義務化
		△ 個人番号等が付された証券口座情報の効率的運用開始
		△ 所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応
		○ オープンイノベーション促進税制の創設
		○ 企業版ふるさと納税の拡充
7月	● 大企業の実費特例の廃止	
	△ 配偶者居住権の適用開始	
	○ 低未利用土地等を譲渡した場合の特別控除	
2023年	10月	△ 消費税のインボイス制度始まる
2024年	1月	● 森林環境税導入
2026年	10月	△ ビール系飲料の税率統一

対価が五〇〇万円以下で、五年を超えて所有しているものについては、譲渡所得から一〇〇万円の特別控除が認められます。

4 確定拠出年金制度等の改正に伴う措置  
確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金の掛金拠出期間の延長(企業型確定拠出年金は年齢の上限を六〇歳から七〇歳、個人型確定拠出年金(イデコ)は六〇歳から六五歳)やイデコへの加入要件の緩和などの改正が行われた後も、現行の

税制上の優遇措置が適用されま

## II 資産課税関係

1 所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応

(1) 現所有者の申告の制度化  
登記上の所有者が死亡している場合、市町村長は条例によりその土地等を現に所有している者に、固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができるようになります。

(2) 使用者を所有者とみなす制

## 度の拡大

令和三年度以後、市町村は、一定の調査をしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかでない場合には、その使用者を所有者とみなし固定資産税を課すことができず。

## 2 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設

国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合において、その年分の不動産所得の金額の計算上、国外不動産所得の損失の金額があるときは、その国外不動産所得の損失の金額のうち国外中古建物の償却費に相当する部分の金額は、所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかったものとみなす特例が創設されます。

## III 法人課税関係

### 1 オープンイノベーションに係る措置の創設

民間の研究開発の活性化策として創設される目玉政策です。設立一〇年未満の非上場企業に一億円以上（中小企業者は一、〇〇〇万円以上）を投資す

ると、出資額の二五%相当を得金額から差し引くことができ課税負担の軽減となります。

同措置は、自社にない革新的な技術を手に入れるとともにベンチャー支援にも繋がります。欧米ではすでに行われています。

なお、日本企業が自社で出来ない事業を社外の力を使うことが狙いなので、グループ会社への出資は対象外とされます。

### 2 5G（第五世代移動通信システム）対応税制の創設

第五世代移動通信システムの早期普及のため、基地局などの関連設備を前倒しで整備する携帯電話事業者などに対し、取得等した設備投資額の一五%の税額控除又は三〇%の特別償却ができる制度が創設されます。

### 3 企業版ふるさと納税の拡充

地方を活性化するため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を五年間延長するとともに、税額控除割合が三割から六割に拡充されます。

### 4 交際費課税の見直し

大企業でも利用できる交際費課税の特例として、接待などで一人当たり五、〇〇〇円を超え

る飲食代の場合は半分を損金とすることを認めています。資本金一〇〇億円超の大企業については、この措置が今年三月末で廃止されます。

なお、中小法人の交際費課税の特例は、適用期限が二年延長されます。

### 5 少額減価償却資産の特例の見直し

少額減価償却資産（取得価額三〇万円未満）の損金算入制度について、次の見直しを行った上、適用期限が二年延長されます。

① 対象法人から連結法人を除く。

② 対象法人の要件のうち常時使用する従業員数の要件を一、〇〇〇人以下から五〇〇人以下に引き下げる。

## IV 消費課税関係

### 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

法人税の確定申告書の提出期限延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、消費税の確

定申告書の提出期限が一ヵ月延長されます。

## V 納税環境整備関係

1 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出が電子申告で可能となります。

2 準確定申告の電子的手続きが簡素化されます。

3 納税地の異動があった場合の振替納税について、異動後も従前の金融機関の口座を利用できるようにします。

4 利子税・還付加算金等の割合が引下げられます。

## VI その他

1 住宅関係の登録免許税の適用期限の延長

の所有権の保存登記、移転登記、住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の軽減税率の適用期限が二年延長されます。

2 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置

適用期限が二年延長されます。

## 消費税

### 税込対価に誤りのあるレシート等を交付した場合・受領した場合の対応

消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、取引の事実に基づく一定の事項が記載された「区分記載請求書等」が必要となります。これらの記載に誤りがある場合にはどうすればよいのでしょうか？

#### (1) 誤った税率で税込対価を計算したレシート等を交付した場合

消費税の申告は、取引の実態に応じ、適正な適用税率を判定し、その判定した適用税率に基づいて行わなければなりません。そのため、小売店などにおいて、買い手（顧客）に対して誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシート等を交付していた場合でも、「取引の事実」に基づく適正な税率で計算して申告する必要があります。

例えば、標準税率（10%）が適用される

商品について、軽減税率（8%）が適用された場合の税込価格で販売レシート等を交付していた場合には、本体価格を修正するなどして適正な税率（10%）で記帳をしなければなりません。

#### (2) 誤った税率で税込対価を計算したレシートを受領した場合

消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、取引の事実に基づく一定の事項が記載された「区分記載請求書等」の保存が必要です。

例えば、誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを受領した場合には、取引先に対して「取引の事実」に基づくレシートの再交付を依頼するといった対応が必要となります。請求書等に誤りがある場合に、自ら追記できる事項は、「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）に限られますので、適用税率の誤りによる税込対価の額の誤りがあっても、自ら追記して修正することはできません。

## 賃借している建物に対する造作の耐用年数

法人が賃借している建物に造作を行った場合には、自己所有の建物に対して行った資本的支出とは異なり、内部造作を一つの資産として耐用年数を見積もった年数により償却します。このときの耐用年数は、造作をした建物の耐用年数、造作の種類、用途、使用材質等を勘案して合理的に見積もることとされています。

また、同一の建物についてされた造作の耐用年数は、造作の種類別ではなく、全部を一つの資産として総合して見積もります。ただし、建物の賃借期間の定めがあり、賃借期間の更新ができないもの、かつ、有益費の請求等ができないものについては、賃借期間を耐用年数として償却することができます。

なお、法人が賃借した建物の建物附属設備について造作を行った場合、その造作については、建物附属設備の耐用年数により償却します。

## 未支給年金を受け取った場合に相続税はかかる？

被相続人の遺族が、被相続人が生前に支給を受ける予定であった年金（未支給年金）を請求し、受け取ることがあります。このような年金は相続税の課税対象となるのでしょうか？

この点、未支給年金については、被相続人の遺族が、未支給年金を自己の固有の権利（その者の権利）として請求するものであり、被相続人の死亡に係る相続税の課税対象にはなりません。なお、遺族が支給を受けた未支給年金は、支給を受けた者の一時所得（所得税）に該当します。また、厚生年金や国民年金などを受給していた人が死亡したときに、遺族に対して支給される遺族年金は、原則として所得税も相続税も課税されません。

# 副業・兼業の 促進と留意点



副業・兼業の希望者は、年々増加傾向にあります。

副業・兼業を行う理由は、「自分がやりたい仕事」、「スキルアップ」、「資格の活用」、「十分な収入の確保」など様々であり、また副業・兼業の形態も、正社員、パート・アルバイト、会社役員、起業による自営業主等いろいろです。

今回は、企業や働く方が現行法令の下でどのような事項に留意すべきかをまとめた「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(平成三十年一月・厚生労働省)に基づき、国が促進している副業・兼業の概要と留意点を説明します。

## 一 副業・兼業の現状

### (一) 企業内の制度

副業・兼業を認めていない企業は約八五%、推進していない企業が容認している企業は約一五%で、企業側が副業・兼業を認め

るにあたっての課題・懸念点として次のようなものがあります(複数回答。上位五つ)。

- ・ 本業がおろそかにならないければ認める(約六割)
- ・ 情報漏えいのリスクがなければ認める(約六割)
- ・ 競業、利益相反でなければ認める(五割)
- ・ 長時間労働につながらなければ認める(約四割)
- ・ 労務・労働時間管理上の不安が解消されれば認める(約三割)

### (二) 裁判例

裁判例では、「労働者が労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的には労働者の自由」であり、各企業においてそれを制限することが許されるのは、次のような場合と考えられています。

- ・ 労務提供上の支障となる場合
- ・ 企業秘密が漏洩する場合
- ・ 企業の名誉、信用を損なう行

為や信頼関係を破壊する行為がある場合  
・ 競業により企業の利益を害する場合  
副業・兼業に関する具体的な事例をいくつか紹介します。

- 運送会社Aが、準社員からのアルバイト許可申請を四度にわたって不許可にしたことについて、後二回については不許可の理由はなく、不法行為に基づく損害賠償請求が一部認容(慰謝料のみ)された。
- 教授が無許可で語学学校講師等の業務に従事し、講義を休講したことを理由として行われた懲戒解雇について、副業は夜間や休日に行われており、本業への支障は認められず、解雇無効とした。
- 運送会社Bの運転手が年に一、二回の貨物運送のアルバイトをしたことを理由とする解雇に関して、職務専念義務の違反や信頼関係を破壊したとまでいうことはできないため、解雇無効とした。

毎日六時間にわたるキャリアでの無断就労を理由とする解雇について、兼業は深夜

に及ぶものであって余暇利用のアルバイトの域を超えるものであり、社会通念上、会社への労務の誠実な提供に何らかの支障を来す蓋然性が高いことから、解雇有効とした。

- 会社の管理職にある従業員が、直接経営には関与していないが競業他社の取締役への就任は、懲戒解雇事由に該当するため、解雇有効とした。

## 二 副業・兼業の促進の方向性

次に、副業・兼業について労働者と企業それぞれのメリットと留意点に触れます。

### (一) 労働者

- ① メリット
  - ・ 離職せずとも別の仕事に就くことが可能となり、スキルや経験をj得ることで、労働者が主体的にキャリアを形成することができると。
  - ・ 本業の所得を活かして、自分がやりたいことに挑戦でき、自己実現を追求できる。
  - ・ 所得が増加する。
  - ・ 本業を続けつつ、よりリスクの小さい形で将来の起業や転職に向けた準備、試行がで

きる。

② 留意点

就業時間が長くなる可能性があるため、労働者自身による就業時間や健康の管理も一定程度必要である。

職務専念義務、秘密保持義務、競業禁止義務を意識することが必要である。

一週間の所定労働時間が短い業務を複数行う場合には、雇用保険等の適用がない場合があることに留意する。

(二) 企業

① メリット

労働者が社内では得られない知識、スキルを獲得することができる。

労働者の自律性、自主性を促すことができる。

優秀な人材の獲得、流出の防止により競争力が向上する。

社外から新たな知識・情報や人脈を得ることで、事業機会の拡大につながる。

② 留意点

必要な就業時間の把握・管理や健康管理への対応、職務専念義務、秘密保持義務、競業禁止

義務をどう確保するかという懸念への対応が必要である。

三 企業の対応

① 副業・兼業の容認

企業への対応に関し、ガイドラインでは「裁判例を踏まえれば、原則、副業・兼業を認める方向とすることが適当である。」としています。

副業・兼業を禁止、一律許可制にしている企業は、副業・兼業が自社での業務に支障をもたらすものかどうかを今一度精査した上で、そのような事情がなければ、労働時間以外の時間については、労働者の希望に応じて、原則、副業・兼業を認める方向で検討することが求められています。また、実際に副業・兼業を進めるにあたっては、労働者と企業双方が納得感を持って進めることができるよう、労働者と十分にコミュニケーションをとることが重要です。

② 申請・届出

副業・兼業を認める場合、業務提供上の支障や企業秘密の漏洩等がないか、長時間労働を招くものとなっていないか確認す

る観点から、副業・兼業の内容等を労働者に申請・届出させることも考えられます。また、労働時間や健康の状態を把握するために、申請・届出させることが望ましいでしょう。

③ 労働時間の通算

労働者が、自社、副業・兼業先の両方で雇用されている場合には、労働時間に関する規定の適用について通算するとされていることに留意する必要があります(労働基準法三十八条)。

通算した労働時間が、法定労働時間を超える場合は、原則として、法定労働時間を超えて使用した事業主が割増賃金を支払う義務が生じます。

具体的な事例は、厚生労働省ホームページに副業・兼業についての「Q&A」として掲載されている解説をご参照下さい。

④ 健康管理

副業・兼業を推奨している場合には、副業・兼業先の状況も踏まえて健康確保措置を実施することが適当とされています。

⑤ 就業規則

副業・兼業を認めることとする場合の就業規則の規定例を掲

げます。

第○条 労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。

2 労働者は、前項の業務に従事するにあたっては、事前に、会社に所定の届出を行うものとする。

3 第一項の業務に従事することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、会社は、これを禁止又は制限することができる。

① 労務提供上の支障がある場合

② 企業秘密が漏洩する場合

③ 会社の名誉や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合

④ 競業により、企業の利益を害する場合

副業・兼業のガイドラインは、現行の法令や解釈をまとめたものであり、制度的課題(労働時間・健康管理、労災保険、雇用保険、社会保険)の検討が引き続き進められています。

制度導入後においても、それらに関する動向に留意しながら運用をしていきたいと思います。

## インターネット上で作成する 労働安全衛生関係の報告書類

労働安全衛生法において、事業者は各種の報告書を所轄労働基準監督署に対して提出することが義務付けられています。

令和元年12月より、この報告書の作成をインターネット上の「入力支援サービス」を用いて行うことができるようになりました。

※ 「安全衛生 入力支援」と入力し、検索することができます。

### 1 サービスの機能

このサービスは、事業者が労働安全衛生法関係の届出・申請等の帳票を作成・印刷する際に、事業者（帳票作成者）の利便性の向上を図ることなどを目的として開発されたもので、次の機能があります。

- ① 誤入力・未入力に対するエラーメッセージの表示
- ② 書類の添付漏れに対する注意喚起

- ③ 自身のパソコン上に保存した過去のデータをを用いた入力の簡素化等
- ### 2 対象となる帳票
- ① 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
  - ② 定期健康診断結果報告書
  - ③ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
  - ④ 労働者死傷病報告（休業4日以上）
- ### 3 注意点

このサービスは、申請や届出をオンライン化するものではないため、作成した帳票は、印刷し、所轄の労働基準監督署に提出をする必要があります。また、入力した情報はインターネット上には保存されませんので、次回以降に活用する場合は、ご自身のパソコンに保存する必要があります。

提出時は出力した書類のほか、添付書類を要するものがあります。添付書類についての問い合わせ窓口は、所轄労働基準監督署です。

## 失業中の国民年金保険料免除

国民年金制度には、「失業等による特例免除」の制度が設けられています。

次の書類を用意して手続きを行います。

- (1) 雇用保険の被保険者であった方  
雇用保険受給資格者証の写しまたは雇用保険被保険者離職票等の写し
  - (2) 事業廃止（廃業）・休止届出をした方
    - ① 厚生労働省が実施する総合支援資金貸付の貸付決定通知書の写し及びその申請時の添付書類の写し
    - ② 履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書
    - ③ 税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書の写し（税務署等の受付印のあるもの。）
    - ④ 保健所への廃止届出書の控（受付印のあるもの。）
    - ⑤ その他、公的機関が交付する証明書等であって失業の事実が確認できる書類
- ※ ②から⑤までは、別途、失業の状態にあることの申立てが必要です。

## 児童扶養手当の支払回数変更

児童扶養手当（※）は、離婚や父または母の死亡などによるひとり親家庭であつて、十八歳に達する日以降の最初の三月三十一日までにある児童または二十歳未満で一定以上の障害の状態にある者の父母等に対し支給される手当です。

※ 中学校卒業までの子を養育している親等に支給される「児童手当」とは別に支給されるもの区市町村です。

児童扶養手当に関する手続きや問い合わせの窓口は、住所地の区市町村です。

れるものです。

従来は、四か月分ずつ年三回に分けて支給されていましたが、昨年十一月分（今年一月支給）から、支払回数が見直され、二か月分ずつ年六回に分けて支給されることとなりました。



# サーバント・リーダーシップ

皆さんの会社の上司はどんな人でしょうか？また逆にあなたはどのような上司なのでしょう？

「俺がやるから付いてこい」という昔からよくいる「支配型」の上司でしょうか。それともどのような活動方針かを皆で話し合って決める「民主型」の上司でしょうか。または、あまり会社にはいないで皆の自主性に任せた「放任型」の上司でしょうか？

上司のリーダーシップ次第でどのように動けばいいのかは、その部下の働き方に大きく影響してくると思います。

リーダーシップが発揮できていない、部下の指導がうまくいかない、職場の雰囲気が悪いのは、いずれもリーダーシップのスタイルが「支配型」や「放任型」だからかもしれません。このように組織が会社の目標や部署の目標を達成していく上で、上司の果たす役割は非常に重要です。

上司がとるべきリーダーシップにはさまざまな種類がありますが、最近では「サーバントリーダー」という考え方の新しいリーダー像が注目されています。

サーバント・リーダーシップとは、アメリカのロバート・K・グリーンリーフ博士が提唱したリーダーシップ哲学で、「リーダーはまず相手に奉仕し、その後相手を導くものである」という考え方に基づくものです。そもそも「サーバント」とは、訳すと「使用人」「召使い」という意味です。「リーダー」と

は正反対の言葉ですが、「サーバントリーダー」と一語にするのと、「支援型リーダー」「奉仕型リーダー」と訳されます。部下に対して、奉仕の気持ちを持つて接し、どうすれば組織のメンバーの持つ力を最大限に発揮できるのかを考え、その環境づくりを邁進するリーダーシップです。これは「支援型リーダーシップ」とも呼ばれ、従来の所謂「支配型リーダーシップ」とは相対するものです。

## サーバントリーダーの 一〇の属性

サーバント・リーダーシップの概念の普及を図っている「特定非営利活動法人日本サーバント・リーダーシップ協会」によると、サーバントリーダーには一〇の属性があるといえます。同協会のHPを参考に紹介します。

### (1) 傾聴

大事な人達の望むことを意図的にしつかりと聞く力です。相手がどのようなことを望んでいるのか、悩んでいるのか、相手の気持ちや意見を正確に把

### サーバントリーダー 10の特性

- (1) 傾聴 (Listening)
- (2) 共感 (Empathy)
- (3) 癒し (Healing)
- (4) 気づき (Awareness)
- (5) 説得 (Persuasion)
- (6) 概念化 (Conceptualization)
- (7) 先見力、予見力 (Foresight)
- (8) 執事役 (Stewardship)
- (9) 人々の成長に関わる  
(Commitment to the Growth of people)
- (10) コミュニティづくり (Building community)

握すること、リーダーもしくは組織として、その相手を活かすために何をしてあげられるか、という発想をしていく力です。また、相手への傾聴だけでなく、時には自分自身への傾聴という視点も重要になります。

### (2) 共感

相手の立場に立って、相手の気持ちや意見を理解する力です。傾聴するためには、相手の立場に立って、何をしてほしいかが共感的にわからなくてはなりません。相手の人々の気持ちを



理解し、共感することが非常に重要になります。

### (3) 癒し

相手の心の傷を癒すことで、本来の力を発揮させる力です。集団や組織を大変革し統合させる大きな力となるのは、人を癒すことを学習することが大切です。相手の欠けているものや傷ついているところを見つけ、全体性を探し求めることが重要になります。

### (4) 気づき

意識を高めて、物事をよく観察することで変化や本質を知ることができます。特に自分への気づきがサーバント・リーダーを強化していくことになります。自分と自部門を知ることが、倫理観や価値観とも関わることになり非常に重要になります。

### (5) 説得

相手の納得や同意を得ながら、物事を実行していく力です。職位に付随する権限に依拠することなく、また、服従を強要することなく、他の人々を説得できることが重要になります。

### (6) 概念化

チームが進むべき方向や目指

すべき大きな夢や目標を、メンバー全員に伝える力です。相手のモチベーションに響くよう、一度、概念や構造といった大きな視点で物事を捉えるような思考プロセスを意識することが重要になります。

### (7) 先見力、予見力

広い視野で組織の立ち位置と、求められている成果を出すために、どの方向へ向かうべきなのかをチームに示す力です。

特に現在はグローバル化によって、さらに情報は拡大しています。グローバルな視野で、現在と過去と未来、最新の情報をアップデートする姿勢が重要になります。

### (8) 執事役

自分の利益ではなく、相手の利益を優先する姿勢をもつ力です。エンパワーメントの著作でも有名なコンサルタントのピーター・ブロックの著書の書名で知られています。執事役とは、大切なものを任せても信頼できると思われるような人を指します。より大きな社会のために、制度を、その人になら信託できることが重要になります。

### (9) 人々の成長に関わる

人々には、働き手としての目に見える貢献を超えて、その存在そのものに内在的価値があると信じる力です。リーダーとして、会社に対して組織が携わる仕事の成果をコミットするのはもちろん、それを実行するメンバーの仕事に対しても成功をコミットしてあげる視点が重要になります。

### (10) コミュニティづくり

チームのメンバー全員のことを考えて、個々の能力が発揮できる、もしくはメンバー同士フォローができるコミュニティをつくる力です。歴史上のなかで、地域のコミュニティから大規模な制度に活動母体に移ったのは最近のことですが、同じ制度の中で仕事をする（奉仕する）人たちの間に、コミュニティを創り出していくことが重要になります。

一〇の属性の中で最も大切なものが、(1)の「傾聴」といわれています。リーダーが自らメンバーの話に対してしっかりと耳を傾けてこそ、チーム内のコミュニケーションが活発になり、部

下の潜在能力が引き出されて成長を促し、問題や課題等を早期発見して解決に結びつけることができるからです。

支配型リーダーが企業を大きく引っ張っていったのは高度経済成長期までです。現在のよう市場が成熟し、個人の価値観が多様多様化した現代社会では、リーダーが一人で突き進んでいき、それに習えと周囲が支えていくという組織づくりではなく、チームメンバーの全員がどのように目標を達成するかを考え抜ける環境づくりが必要です。それを可能にする一つの形が「サーバント・リーダーシップ」といえるでしょう。もし皆さんが真のリーダーを目指すのであれば、自分の利益よりもまずは部下の利益を重視し傾聴し、そして奉仕することを優先にして、「このリーダーに付いていきたい」と周囲から思われ信頼されるような存在をまずは目指しましょう。そのようなリーダーシップをとることができれば、組織は強固なものとなるでしょう。

## パワハラ防止法

昨年5月に職場でのパワー・ハラスメント防止を企業に義務付ける「労働施策総合推進法」(通称パワハラ防止法)が成立しました。

このパワハラ防止法において、パワハラとは「職場において行われる優越的な関係を背景とし業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動によりその雇用する労働者の就業環境が害されること」と定義されました。この優越的な関係とは、上司部下の関係だけでなく、例えば、業務経験が長い部下による新しい上司に対する悪質な言動なども該当する可能性があります。

これにより、事業主は職場でのパワハラ防止の為に雇用管理上必要な措置を講じることが義務となります。具体的には、事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発、苦情などに対する相談体制の整備、被害を受けた労働者へのケアや再

発防止等です。

来月には新年度となり、新入社員を迎える時期でもあります。人によってパワハラ の捉え方は様々で、こちらが指導のつもりで行ったことがパワハラであると訴えられたり、そのような事態を恐れて必要な指導さえ行うことが難しくなったりする場面も見られます。

行った指導については、日頃から記録を残すなどの仕組みを早急に整えることが必要です。

パワハラ防止法の内容に疑問を持つ声もありますが、今回の法整備は職場環境をより良くするいい機会ではないでしょうか。パワハラは被害者個人のみならず、会社全体にも大きな悪影響をもたらします。

まずは会社の大切な財産である従業員に、会社がきちんと対応してくれると思ってもらうことが大事ではないでしょうか。

## 社長の出身大学

東京商工リサーチは平成22年から「全国社長の出身大学調査」を実施しています。

令和元年の集計結果を見ると、全国の企業約379万社の内、日本大学出身の社長が2万1,581人でトップでした。次いで慶應義塾大学、早稲田大学、明治大学、中央大学、法政大学、近畿大学、東海大学、同志社大学、東京大学となっています。日本大学は調査開始時から9年連続のトップ。約118万人の卒業生を輩出するマンモス校ゆえの結果となりました。

社長の出身大学別に見た会社の直近2期の売上高と当期利益を比較した業績別では、増収1位が東京大学、増益1位が筑波大学、増収増益1位が千葉工業大学と、国立大学や理工系大学がそれぞれ上位を占めています。

出身社長数と業績に相関関係があるかどうかはさておき、今年も結果が気になるところです。

### 胡蝶蘭

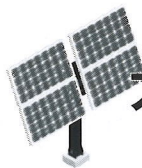
取引先が新しい店舗をオープンする等、おめでたいことがあった時にはぜひ気持ちの伝わる品を贈りたいものです。

開店・開業等の贈り物の定番といえば胡蝶蘭ですが、なぜこのようによく使われているのでしょうか。

まず、胡蝶蘭は「幸福が飛んでくる」という大変縁起の良い花言葉を持っています。また、

鉢植えは「根付く」ことから「幸福が定着する」とされ、さらに花粉や香りが少なく、手入れが比較的簡単で花が大変長持ちし、一年中栽培されている為、時期を選ばず様々なお祝い事に重宝されているのです。

お祝い事として贈る時には、「割れない数」として奇数の本数で贈ります。定番色の白以外にも、紅白やピンク等様々です。



# 太陽光発電の固定価格買取制度



## FITとは

太陽光発電などの再生可能エネルギーで作られた電力のうち、余剰電力を電力会社が一定価格で10年間買い取ることを国が約束する制度を、固定価格買取制度(Feed-in Tariff:FIT)といいます。この制度は、再生可能エネルギーを普及させることで、エネルギー自給率の向上と地球温暖化対策の一環として、2009年11月に開始されました。これが昨年11月から順次満了を迎えています。

もちろん、昨年11月に一斉にFITが終わった訳ではありません。例えば2010年11月から売電を開始した人は2020年11月に、2011年11月に開始した人は2021年11月に満了することになります。

## FITが終了したら

従来は、太陽光発電でつくった電力のうち自家消費した分を除いた余剰電力について、各電力会社へ売電をしていました。価格は売電を開始した年によって異なり、2010年以前の買取価格は約48円/kWhでした。FIT満了後は、電力会社に一定価格で買い取る義務がありませんが大手電力会社では概ね、7~8円/kWhで買い取りを行うようです。

## 買取期間満了の通知

買取期間の満了を迎える人には、現在電気を買っている電力会社などから、「買取期間満了通知」が届きます。通知の時期は電力会社によって異なりますが、買取期間満了の約4~6ヵ月前くらいようです。

買取期間満了後に契約が自動継続となっている場合は、新しい単価で継続して買取りが行われます。一方、契約が自動継続となっていない場合は、小売電気事業者と買取契約を結ばない限り、余剰電力は一般送配電事業者に無償で引き取られることとなります。

## 買取期間満了後の選択肢

買取期間が満了したら、今まで電力を買って取っていた電力会社と契約をし直すか自動契約によって、新たな買取プランで売電を実施する方法があります。従来の電力会社との契約なので、手続きが簡単であるというメリットがあります。

大手電力会社の他にも、様々な小売電気事業者があります。今までの電力会社ではなく、より良い条件の電力会社を探して契約することもできます。資源エネルギー庁のホームページでは、都道府県ごとに売買できる事業者を検索できるようになっています。

買取価格が下がっていますので、電力会社から電気を買うよりも太陽光でつくった電気を使った方が良いでしょう。できるだけ自家消費を増やすために、家庭用蓄電池に発電した電気を蓄えたり、電気自動車やエコキュートなどに使用といった方法が考えられます。

## セールストークに注意

誤った情報で消費者の不安を煽り、自社商品を売りつけようとする業者もいるので、注意が必要です。例えば、「買取制度の期間が満了したら、買取金額は0円になるので、当社と売電契約をしないと損をする」や、蓄電池の購入を強く勧める業者もいるようです。前述のように、従来から買い取りを行っている電力会社や、その他の小売電気事業者に買い取ってもらうことは可能です。蓄電池の購入についても、よく検討されたほうが良いでしょう。

また、「買取期間満了後の太陽光発電設備を廃棄して新しい設備を設置すれば、改めて固定価格買取制度を適用できます」といって太陽光発電設備の購入を迫る業者もいますが、同じ場所で設備を更新しても、再度FITの適用を受けることはできないので、注意しましょう。

## ACPとは

万が一のときに備えて、自分の大切にしていることやどのような医療などを望んでいるのかについて、自分自身で考えたり、信頼する人や家族の人たちと話し合ったりすることを、「アドバンス・ケア・プランニング(ACP)」といいます。

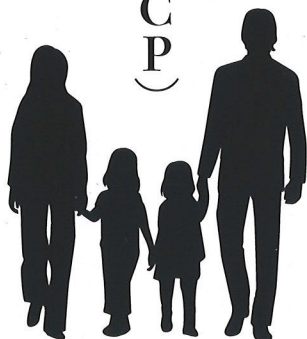
命の危険が迫った状態になると、約70%の人が、これからの治療やケアについて自分で決めたり、人に伝えたりすることができなくなるそうです。そこで、あらかじめこのような話し合いを行っておくことで、もしもの時に、治療やケアについての判断を代わりに行う人の助けになります。

## 意識調査

厚生労働省では、平成4年から約5年ごとに、「人生の最終段階における医療に関する意識調査」を実施しています。この調査は、一般国民や医師、看護師、介護施設の職員などの意識の変化などを把握することで、患者の意思を尊重した望ましい人生の最終段階における医療のあり方を検討するために実施されています。最近では、平成29年12月に実施されました。

「人生の最終段階における医療・療養についてこれまで考えたことはあるか」という質問に対しては、医師や看護師などでは約80%の人が、一般国民では約60%の人が「考えたことがある」と回答しました。次に、「受けた医療・療養

## 人生会議 (ACP)



や受けたくない医療・療養について、家族などと話し合ったことはあるか」という質問に対しては、医師や看護師などは50%以上の人が、一般国民は約40%の人が「話し合ったことがある」と回答していました。また男女で比べてみると、女性は約50%の人が「話し合ったことがある」と回答しているものの、男性では33%程度にとどまっています。年齢別でみると、60歳以上の人でも約50%の人が「話し合ったことがない」と回答しています。

## 医療・ケアの決定プロセス

平成30年3月に、厚生労働省は「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を改訂しました。このガイドラインは、人生の最終段階を迎えた本人や家族と医療・介護従事者が、最善の医療・ケアを作り上げるプロセスを示すガイドラ

インとして作成されました。医療・ケアを決定する際には、本人の意思を尊重することが重要で、本人の意思が確認できる場合はその本人と、意思が確認できない場合はその人の家族などと医療・ケアチームが十分に話し合い、方針の決定を行うとしています。そして、本人の意思が確認できる場合でも、その意思が変化しうるものなので、医療・ケアチームは適切な情報を提供し、繰り返し話し合いを行うことが必要であるとされています。

## 人生会議とポスター問題

前述の意識調査の結果や、ACPという言葉の認知度が低いことから、厚生労働省は昨年8月にACPの愛称を公募しました。そして応募総数1,073件の中から、「人生会議」に決定しました。合わせて11月30日を「いい看取り・看取られ」の語呂合わせから、「人生会議の日」としました。また、人生会議という愛称がより浸透するように、ロゴマークも選定しました。

そして、人生会議を普及させるために、厚生労働省はPRポスターを公開しました。しかし、このPRポスターについて、患者団体などから、患者や遺族を傷つける内容であるという意見が挙がり、ポスターの掲載を停止することとなりました。厚生労働省では、改めて「人生会議」の普及・啓発の進め方を検討することにしました。

## ローカルベンチマークツール

企業の経営状態の把握を行うツールのひとつにローカルベンチマークツール(通称:ロカベン)があります。ロカベンは、①売上高増加率(売上持続性)、②営業利益率(収益性)、③労働生産性(生産性)、④EBITDA有利子負債倍率(健全性)、⑤営業運転資本回転期間(効率性)、⑥自己資本比率(安全性)の6つの財務情報と、①経営者への着目、②関係者への着目、③事業への着目、④内部管理体制への着目の4つの非財務情報に関するデータを入力することで、企業の経営状態を把握し、経営状態の変化に早く気付くことができる、会社の健康診断ツールです。

ロカベンを活用することで商流や業務プロセスを整理し、その企業における顧客提供価値や課題を確認することができます。ロカベンは、経営者と金融機関や支援機関が同じ目線で対話を深めるきっかけ作りと

して活用されることが期待されています。例えば埼玉県にある釣具店では、社長や後継者と商工会議所や地域金融機関がロカベンを通じて対話を実施し、後継者が開発した独自ブランドで業績が改善したものの、現在はその後継者が店舗運営や通販サイトの受注処理などの間接業務に追われ、最大の強みである自社ブランドの開発・販売モデルが崩壊しつつあることがわかりました。そこで商工会議所と金融機関の支援により、経営者と後継者の相互理解を実現し、後継者がオリジナル商品の開発強化に取り組めるようになりました。

経済産業省のホームページでは、エクセル形式でロカベンが公開されています。そして、経営力向上計画を策定するときの経営分析には、ロカベンの財務指標などの活用が推奨されています。また、経営力向上計画に基づく設備投資については、税法上の優遇措置を受けることができます。

## 低潮高地

海洋法に関する国際連合条約では、自然に形成された陸地では、自然に形成された陸地であるものを「島」と定義しています。島は、領海・接続水域・排他的経済水域・大陸棚を有しています。ただし、島のうち人間が居住や独自の経済的生活を維持することができない、いわゆる岩については、領海と接続水域のみを有しています。

一方、自然に形成された陸地で干潮時には水面上にあるものの、満潮時には水面上にないものを「低潮高地」と言います。低潮高地は、単体では領海を有していませんが、本土や島からの領海内に存在する場合は、その低潮高地が領海を測定するための基線として使用できることになっていきます。海洋における権益の拡大につながることから、政府は日本近海での低潮高地の探査を進めています。

## JASRAC

一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)は、国内の作詞者・作曲家・音楽出版社などの権利者から音楽著作権の管理の委託を受け、海外の著作権管理団体との間で音楽著作権の相互管理を行っています。

JASRACは、昭和14年(1939年)に設立されたので、すでに設立から80年が経過しています。その間、著作権管理のルールづくりや音楽文化の普及・発展に寄与しています。

JASRACは、音楽の利用方法ごとに利用者が負担する著作物使用料の算出方法や額を使用料規程として定め、公開をしています。この規程に従って支払いを受けた著作物使用料については、利用分野ごとに利用した時間や回数などに応じて楽曲ごとの分配額を計算し、各権利者に分配されます。この分配は年に4回(6・9・12・3月)行われます。